

安全に乗っていますか 自転車事故が多発しています

今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、密を回避するためさまざまな場面で自転車利用者が多く見られます。自転車は道路交通法では軽車両として位置づけられ、車の仲間です。また、9月21日から30日は秋の全国交通安全運動が実施されます。秋口は、日没の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には、視界が悪くなり交通事故の増加が懸念されます。この機会に交通ルールやマナーを再確認し、安全に自転車を利用しましょう。

☎712-6341交通計画課

市内の交通事故発生状況

県内では自転車事故の割合が2割程度なのに対し、本市は約4割と大変多くなっています。時間別では午前8時から10時、午後4時から6時の通勤・通学時間が特に多い傾向です。

市内における交通事故の発生状況(高速道路を除く)

交通事故件数	平成29年	平成30年	令和元年
発生件数	910	1,021	1,147
負傷者数	1,064	1,170	1,330
死者数	4	8	5

そのうち

自転車の事故件数

	平成29年	平成30年	令和元年
発生件数	285	382	432
負傷者数	287	392	429
死者数	2	1	1

市内ではこんなシーンで事故が増えています

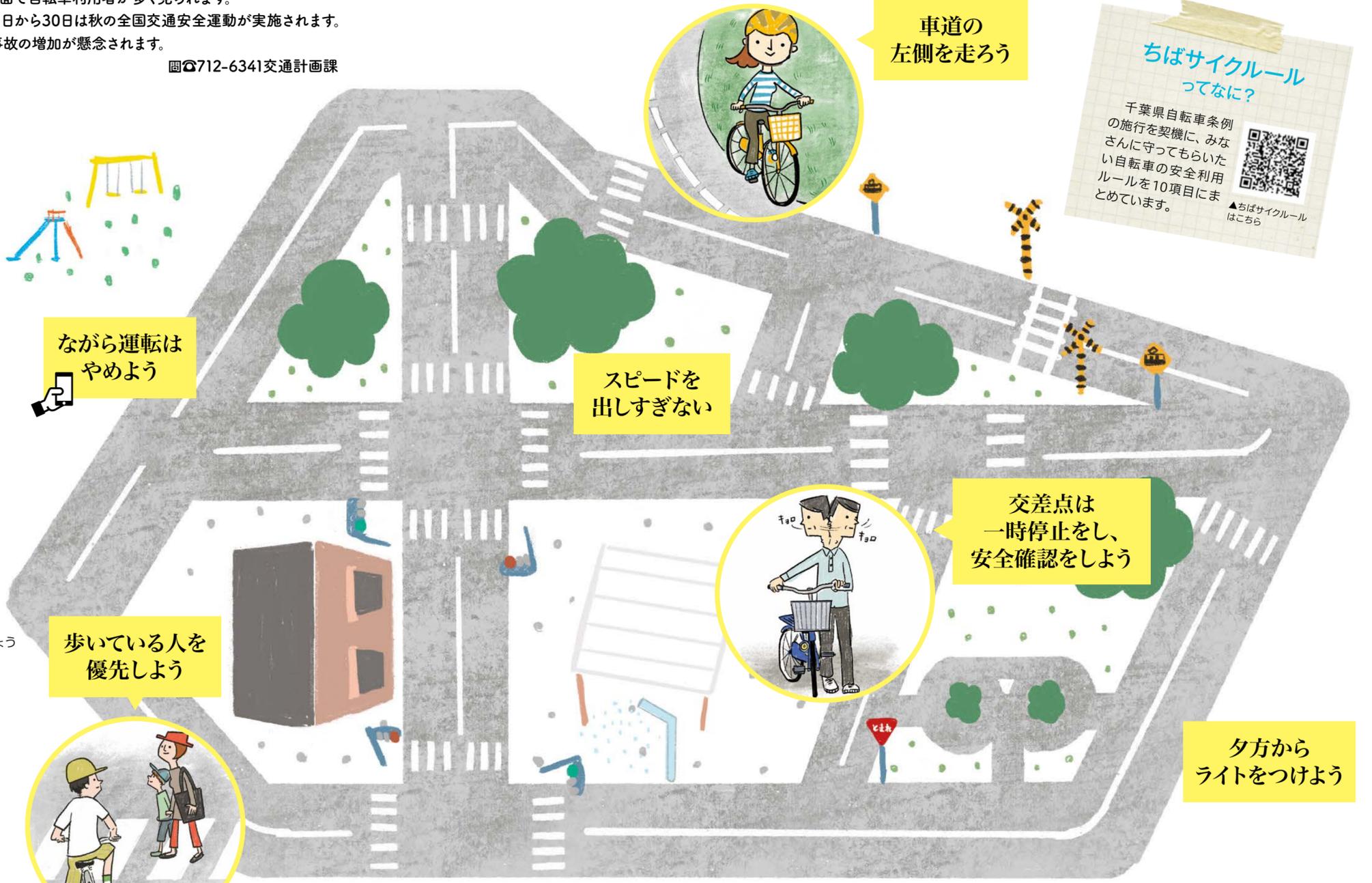
- ・信号のない交差点で起きる事故 徐行や一時停止をし、安全を確認しましょう
- ・急いでいる人が起こす事故 余裕をもって慌てずに運転しましょう
- ・30～40代の利用者の事故 運転に慣れが出る頃なので一度ルールを確認しましょう

妨害運転(あおり運転)が自転車にも適用されます

自転車による妨害運転に適用されるケースは、おもに「逆走」「幅寄せ」「進路変更」「不必要な急ブレーキ」「ヘルを執拗にならす」などです。

事故から身を守るために

- ヘルメットを活用する
自転車用ヘルメットは、転んだときや交通事故に遭ったときに、衝撃から頭を守ってくれます。正しくヘルメットを着用することで、頭のけがで亡くなる方の割合は4分の1に減るといデータがあります。
- 自転車保険に加入する
万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。
また、自動車保険、火災保険、クレジットカードなどの損害保険に特約として付帯されている場合もありますので、加入状況を確認してみましょう。



ちばサイクルール
ってなに?

千葉県自転車条例の施行を契機に、みなさんに守ってほしい自転車の安全利用ルールを10項目にまとめています。

▲ちばサイクルールはこちら

交通公園でルールを学ぼう

- 東菅野児童交通公園(東菅野2-23-3)
- 南沖児童交通公園(行徳駅前3-4)

施設案内

交通公園は、信号機や踏み切りなどのある模擬道路で、交通ルールを学ぶことを目的とし、市内に2カ所設けています。小学生以下の児童を対象に、自転車や足踏み式ゴーカートを貸し出しています。

開園時間

4月～10月…午前9時～午後4時30分
11月～3月…午前9時～午後4時
休園日
月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌平日)
年末年始(12月28日から1月4日)

秋の全国交通安全運動

期間 9月21日(祝)～30日(水)
スローガン 夕暮れの一番星は 反射材
運動重点
①子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
②高齢運転者等の安全運転の励行
③夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



新しく
ミストシャワーを
取りつけました

